

大学院の「授業料後払い制度」について

2024 年度に大学院に入学される方への対応について

文部科学省より、2024（令和 6）年度から大学院の「授業料後払い制度」創設について通知がありました。本制度の概要は下記のとおりです。本学では、この制度の創設に伴い、2024 年度大学院入学者については、申請方法等の詳細が決まり次第、対象となる方へ個別にご案内をさせていただくことになりました。本制度の申請を希望される方は、本学からの案内をお待ちいただきお手続きいただきますよう、お願いいたします。

記

1. 授業料後払い制度の概要

大学院の授業料について、国が在学中の授業料を立替え、大学院修了後に所得に応じて、立替えた授業料を「後払い」する制度です。授業料は、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）から大学に支援対象授業料の合計額が振り込まれ、対象者の授業料に充当します。

修了後の納付については、本人の年収 300 万円程度から所得に応じた額で納付が始まります。子育て期の納付が過大とならないような配慮もなされます。

2. 対象者

以下の条件を全て満たす者

- ・ 2024 年度に就労等を挟まずに大学院に入学する者
- ・ 学部で『高等教育の修学支援新制度』の対象者であった者
- ・ JASSO が定める大学院を対象とした月額 5 万円又は 8.8 万円の第一種奨学金（貸与）と同様に、修学に経済的な困難を有する者
- ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

なお、2024 年度大学院入学生については、第一種同様の学力・家計基準による判定はありません。

3. 後払いできる授業料の額

本学の授業料 480,000 円（年額）が上限（予定）※となります。

※後払いできる授業料の上限については、令和 6 年度予算編成過程において決定されます。

- ・ 授業料の減免が適用されている場合は、減免後の授業料が支援対象授業料となります。
- ・ 授業料が支援対象授業料の上限を上回る場合、差額については、大学に納付する必要があります。

4. その他

本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を受けることはできません。

以上

参考：文部科学省公式サイトより

奨学金事業の充実「大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設」

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shougakukin/main.htm